

令和 2 年度 第 4 回香取市農業委員会総会議事録

令和 2 年 7 月 7 日

7月7日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成31年度・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第8 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤
11番	飯	森	孝		12番	高	松
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷
15番	林		藤	江	17番	大	堀
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 滑 川 典 文
主 事 大 崎 隼 矢

管理班長 石 毛 明 子
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 3時03分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、令和2年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、8番 片野壽夫委員、12番 高松多可史委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局管理班長 議案第1号 平成31年度・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価及び令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。令和２年７月７日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、１ページから１１ページです。

５月総会におきまして、決定されました平成３１年度、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、及び令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について、それを公表しまして３０日間意見の募集を行いました。

結果としまして、この３０日間意見等はありませんでしたので、本議案記載の内容を持って、平成３１年度、令和元年度の点検・評価、及び令和２年度の活動計画とするものです。

本案件につきましては、本日、総会前に開催されました幹事会においても協議を行ったものでございます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第１号 原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第２ 議案第２号

議 長 日程第２ 議案第２号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第３条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和２年７月７日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは１２ページから１４ページで、整理番号は１番から５番です。

整理番号1番は、相続人不存在である農地で、相続財産管理人が選任され、売買による所有権移転をするものです。

整理番号2番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号3番および4番は、使用貸借権の設定ですが、譲受人は同一で3番は祖父との間、4番は父との間で設定するものであります。

整理番号5番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転をするものです。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

12番高松委員 去る、6月26日、金曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者、相続人不存在のため相続財産管理人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号2番について、鈴木推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、既に数年間借り受けて耕作しており、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、熱田推進委員には電話にて連絡いたしました。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である孫に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがいまして、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断いたします。

続いて、整理番号4番についても熱田推進委員には電話で連絡いたしました。

3番、4番は全く同じもので、譲受人が農業を後継していくにあたり整理番号3番の祖父の農地について、使用貸借権の設定を行うにあわせ、父の所有農地全部についても使用貸借権の設定を行うものであります。

したがいまして、今後も、農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断いたします。

なお、整理番号3番、4番とも譲受人は同一人物でございます。

以上で、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、宮崎推進委員には電話で報告してあります。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。したがって

取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年7月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、15 ページです。

整理番号1番、事業承継を伴う太陽光発電施設用地の計画変更申請でございます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

整理番号1番について書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については

したがって、議案第3号の案件については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、承継人は〇〇に本店のある発電および電力の供給事業などを営む法人です。

なお、そのほかは内容に変更はなく、特に問題はないものと考えます。

議長　これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

次に、採決いたします。

(「異議なし」の声あり)

よって、議案第3号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

– 9 –

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年7月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは16ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、2番、転用目的は一時転用による営農型太陽光発電施設用地です。

1番の申請地は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、不許可例外事由Cの一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないものに該当します。

2番の申請地の農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Dに該当します。

整理番号3番、転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

整理番号1番から3番の案件について、書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達ที่妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号1番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かいまして、〇〇〇に入って一番最初の〇〇を左折します。そこから〇キロほど行った場所になります。

この申請ですが、申請人は〇〇〇〇で農業を営んでおりますが、申請地で〇〇〇〇の栽培をしながら、一時的に支柱を立てて農地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年7月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページ、17ページから20ページで、整理番号は5番を除く1番から11番です。

整理番号1番および8番、転用目的は駐車場及び資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号2番、10番、11番、転用目的は太陽光発電施設用地です。権利の内容は、2番が地上権設定、10番が所有権移転、11番が使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

整理番号3番、6番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、3番は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地、6番は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号4番、転用目的は一時転用による文化財発掘調査で、権利の内容は使用貸借権設定です。これは、宅地分譲予定地である申請地が「〇〇〇〇〇〇〇」に指定されているため、事前調査として行うものです。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は宅地拡張用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号9番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

以上、10件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

伊東推進委員には電話にて連絡済みです。

場所は、〇〇〇の〇〇を右に入り〇〇〇〇〇へ抜ける所のだいたい〇〇〇より〇キロ位の所です。

この申請は、譲受人は市内に本店のある〇〇〇〇〇〇〇〇等を営む法人ですが、会社の業務拡大により従業員数と資材が増え、駐車場及び資材置場が不足しているため、整備する計画をしたものです。

申請地では、接地する道路と高さを合わせるため、盛り土を行い砂利敷きとします。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地に対しては、緩衝地を設けることと、コンクリートブロックの設置により土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地内ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番の2件について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇から〇〇方面に向かって〇〇メートル位行った右側の道路の側です。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業等を営む法人ですが、申請地を有効活用し、固定価格買取制度による安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地内ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号3番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇の下に〇〇〇〇〇があります。〇〇方面から来て〇〇〇〇〇を〇〇〇

この申請は、譲受人は現在実家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となっているため、実家の近くである申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

排水については、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ流します。

なお、申請地は土地改良区の受益地内ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

議長 整理番号4番、6番の2件について、9番 海老澤 武委員。

9 番海老澤委員 整理番号4 番、6 番につきまして、坂本推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人は市内に本店のある〇〇〇の販売事業等を営む法人ですが、申請地宅地分譲用地の転用を検討したところ、申請地が埋蔵文化財の包蔵地に該当していることがわかったため、市の補助金を活用し一時的に発掘調査を行う計画をしたものです。

なお、発掘調査は香取市生涯学習課で行い、隣接農地の営農に支障を与えないよう実施することになり、特に問題ないものと考えます。

続きまして、6番についてですが、〇〇〇〇〇を〇〇に向かい右手に〇〇〇〇〇〇〇〇〇があります。近くに〇〇〇〇〇がありその裏手になります。

この申請は、譲受人は現在実家住まいですが手狭となっているため、申請地に専用住宅を建築する計画をしたものです。

排水については、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、オーバーフローについては側溝に流し、汚水・雑排水は公共下水道へ流します。

– 15 –

なお、申請地は土地改良区の受益地内ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、宮崎推進委員には電話にて説明してあります。

場所は〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かって〇〇〇〇の〇の手前を右折して〇メートルほど行った所にあります。

この申請は、譲受人は現在申請地の隣接地に住んでおりますが排水先に接続するため、申請地に排水管を埋設する計画をしたものです。

また、申請地には既に排水管を埋設されているため、始末書が添付されております。

なお、隣接農地とは高低差がないため土砂流出の恐れはなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号8番、9番につきまして、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

8番につきましては、場所は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の〇〇の所を〇〇〇〇〇〇方面へ行き、その先〇〇メートル位の所の〇〇を左折し、そこから〇〇メートル位行った所を左に入った〇メートル位の所の右側になります。

この申請は、譲受人は現在〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇を営んでおりますが、市内の顧客に対し、スムーズに対応するため自宅隣接地に〇〇〇〇〇〇〇〇〇および資材置場を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋め立て等はいりません。

排水については、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、申請地は隣接農地より低いいため土砂流出の恐れはありません。

なお、申請地は耕地整理組合より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号9番について。

この申請は、譲受人は市内に本店のある〇〇〇の販売事業等を営む法人ですが、周辺の住環境が整っており住宅地としての需要が見込める申請地を宅地分譲用地とする計画をしたものです。

以上、調査報告を終わります。

事務局 代読いたします。

整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○より○○○○○○○○を○○方面へ○キロほど進み、○○○○○○○○を過ぎたすぐの○○○を左折した所から○キロほど行った所になります。

この申請は、申請人は市内在住の〇〇〇の方ですが申請地を有効活用し、固定価格買取制度による安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋め立て等はいりません。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂等の流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

取り下げのあった整理番号５番を除く議案第５号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、取り下げのあった整理番号５番を除く議案第５号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和 2 年 7 月 7 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和 2 年度第 4 次農用地利用集積計画は、ページは 21 ページから 40 ページで、整理番号 1 番から 60 番です。

所有権移転が 2 件、2,855 m²で、すべて田です。

次に、賃借権設定の新規が 9 件、35,151 m²で、このうち田が 29,504 m²、畑が 5,647 m²です。

次に、再設定が 1 件、田で 6,358 m²です。

次に、農地中間管理機構分について、使用貸借権設定の新規が 1 件、田で 1,685 m²です。

次に、賃借権設定の新規が 47 件、110,484 m²で、このうち田が 31,561 m²、畑が 78,923 m²です。

以上 60 件の第 4 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 7 議案第 7 号

議長 日程第 7 議案第 7 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第 7 号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中

間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和 2 年 7 月 7 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは 41 ページから 49 ページで、整理番号は 1 番から 17 番です。

使用貸借権設定の新規 1 件、田で 1,685 m²です。

賃借権設定の新規 16 件、110,484 m²で、このうち田が 31,561 m²、畑が 78,923 m²です。

以上、17 件の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 8 報告第 1 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局農地班長 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和 2 年 7 月 7 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 21 件です。

◎日程第 9 報告第 2 号

事務局農地班長 報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和2年7月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時56分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人